

畜産施設備品購入

カーフハッチ

特記仕様書

令和6年3月

株式会社美土里耕産

## 第1節 計画機器設備の基本事項

### 1. 計画機器設備の仕様

#### 1) カーフハッチ

- ・バディ式 (1ユニット2頭飼養×60ユニット、120頭分)
- ・サイズ：長さ×幅×高さ (1890mm×1950mm×1240mm)
- ・重量：275Kg程度
- ・材質：フレーム 塗装2回塗り  
パネル NFボード (7枚/ユニット)  
ミルクホルダー 鉄筋 (1個/ユニット)
- ・ハッチ前方両開き (観音開き)
- ・扉に子牛同士の接触防止用のステンレスパネル (300±100mm×720±100mm) を設置
- ・ハッチのフレーム中央上部にフォークリフトで運搬するためのフック取り付け
- ・ミルクホルダーは子牛の成長に合わせて高さ調整可能
- ・ハッチ後方のパネルは着脱式
- ・保証期間 引き渡し後1年間

### 2. 範囲

#### 1) 本備品購入の範囲について

- ア. カーフハッチの設置については、バケツ以外の一式を範囲とする。⑫哺育ハッチ牛舎の所定位置に建築工事側で用意した躯体 (所掌範囲外) に設置する。

#### 2) 施工計画

- ア. 施工における車両動線は、工事関係車両、各種搬出入車輛、一般車両等の円滑な交通が図られるものとする。
- イ. 施工に際しては、災害対策に万全を期すこと。

#### 3) 全体配置

- ア. 他の建築工事、電気設備工事、機械設備工事との連携し工程管理をすること。また、建築工事側に施工するようにすみやかに施工図を提出し、施工前に監督員・各施工者と協議し承認されること。
- イ. 補修等が円滑に行え、かつ、本施設へ出入りする人的動線の安全が確保できる配置計画とする。

## 第2節 材料及び機器

### 1. 使用材料規格

使用材料及び機器は全てそれぞれ用途に適合する欠点のない製品で、かつ全て新品とする。海外調達材料及び機器等を使用する場合は、事前に発注者の承諾を受けるものとする。なお、竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。

### 2. 使用材質

哺育牛による衛生上に考慮した材料を使用すること。

## 第3節 かし担保

設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は受注者の負担にて速やかに補修、改造、改善又は取替を行わなければならない。

竣工引渡後に哺育牛を導入する計画なので、実負荷試験は、発注者と受注者が竣工時に「覚書」を交わして、竣工引渡後1年間にするものとする。

かしの改善等に関しては、かし担保期間をこの1年間と定め、この期間内に性能、機

能、耐用等に関して疑義が発生した場合、発注者は受注者に対し改善を要求できる。  
かしの有無については、「覚書」に従って、適時かし検査を行いその結果を基に判定するものとする。

## 1. かし担保

### 1) 施工設計のかし担保

ア. 施工設計のかし担保期間は原則として、竣工引き渡し後 1 年間とする。この期間内に発生した設計のかしは、設計図書に記載した施設の性能及び機能、主要装置の耐用に対して、すべて受注者の責任において、改善等すること。なお、設計図書とは、本章第 5 節に規定する実施設計図書、施工承諾申請図書、施工関連図書、完成図書とする。

イ. 引き渡し後、施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議のもとに受注者が作成した性能確認試験要領書に基づき、両者が合意した時期に実施するものとする。これに関する費用は、本施設の通常運転にかかる費用は発注者の負担とし、新たに必要となる分析等にかかる費用は責任者負担とする。

### 2) 施工のかし担保

機器及び施工関係のかし担保期間は原則として、竣工引き渡し後 1 年間とする。

## 2. かし確認の基準

かし確認の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- ① 運転上支障がある事態が発生した場合
- ② 構造上・施工上の欠陥が発見された場合
- ③ 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
- ④ 性能に著しい低下が認められた場合
- ⑤ 主要装置の耐用が著しく短い場合

## 3. かしの改善、補修

1) かし担保期間中に生じたかしは、発注者の指定する時期に受注者が無償で改善・補修すること。改善・補修に当たっては、改善・補修要領書を提出し、承諾を受けること。

### 2) かし判定に要する経費

かし担保期間中のかし判定に要する経費は受注者の負担とする。

## 第 4 節 提出図書

### 1. 完成図書

受注者は、竣工に際して完成図書として次のものを提出すること。

- |              |   |   |    |
|--------------|---|---|----|
| 1) 施工図       | 【 | 2 | 】部 |
| 2) 完成写真(カラー) | 【 | 2 | 】部 |

## 第 5 節 検査および試験

施行に使用する主要機器、材料の検査及び試験は下記による。

### 1. 立会検査及び立会試験

材料の検査及び試験は、発注者の立会のもとで行うこと。ただし、発注者が特に認めた場合には受注者が提示する検査（試験）成績表をもってこれに代えることができる。

## 2. 検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ発注者の承諾を得た検査（試験）要領書に基づいて行うこと。

## 3. 検査及び試験の省略

公的又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については、検査及び試験を省略できる場合がある。

## 4. 経費の負担

検査及び試験の手続きは受注者において行い、これに要する経費は受注者の負担とする。ただし、発注者の職員の旅費等は除く。

## 第6節 引き渡し

竣工後、本施設を引き渡ししするものとする。

竣工とは、第1節～第3節に記載された範囲を全て完了し、契約書に規定する竣工検査を受け、これに合格した時点とする。

## 第7節 その他

### 1. 関係法令等の遵守

本備品購入の設計施工に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

### 2. 許認可申請

内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合にはその手続きは受注者の経費負担により速やかに行い、発注者に報告すること。また、範囲において発注者が関係官庁への許認可申請、報告、届出等を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力し、その経費を負担すること。

### 3. 施工

施工に際しては、次の事項を遵守すること。なお、施工計画書、施工体制台帳を作成し提出すること。

#### 1) 安全管理

施工中の危険防止対策を十分に行い、併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないよう努めること。

#### 2) 現場管理

資材搬入路、仮設事務所等については、発注者と十分協議し各社の見込みにより確保すること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

#### 3) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は発注者と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。

#### 4) 保険

施工に際しては、火災保険、組立保険、第三者損害保険、建設工事保険、労働者災害補償保険等に参加すること。

### 4. 予備品及び消耗品

予備品及び消耗品はそれぞれ明細書を添えて必要とする数量を納入すること。なお、

消耗品の納入方法については、実施設計時に協議するものとする。

1) 予備品

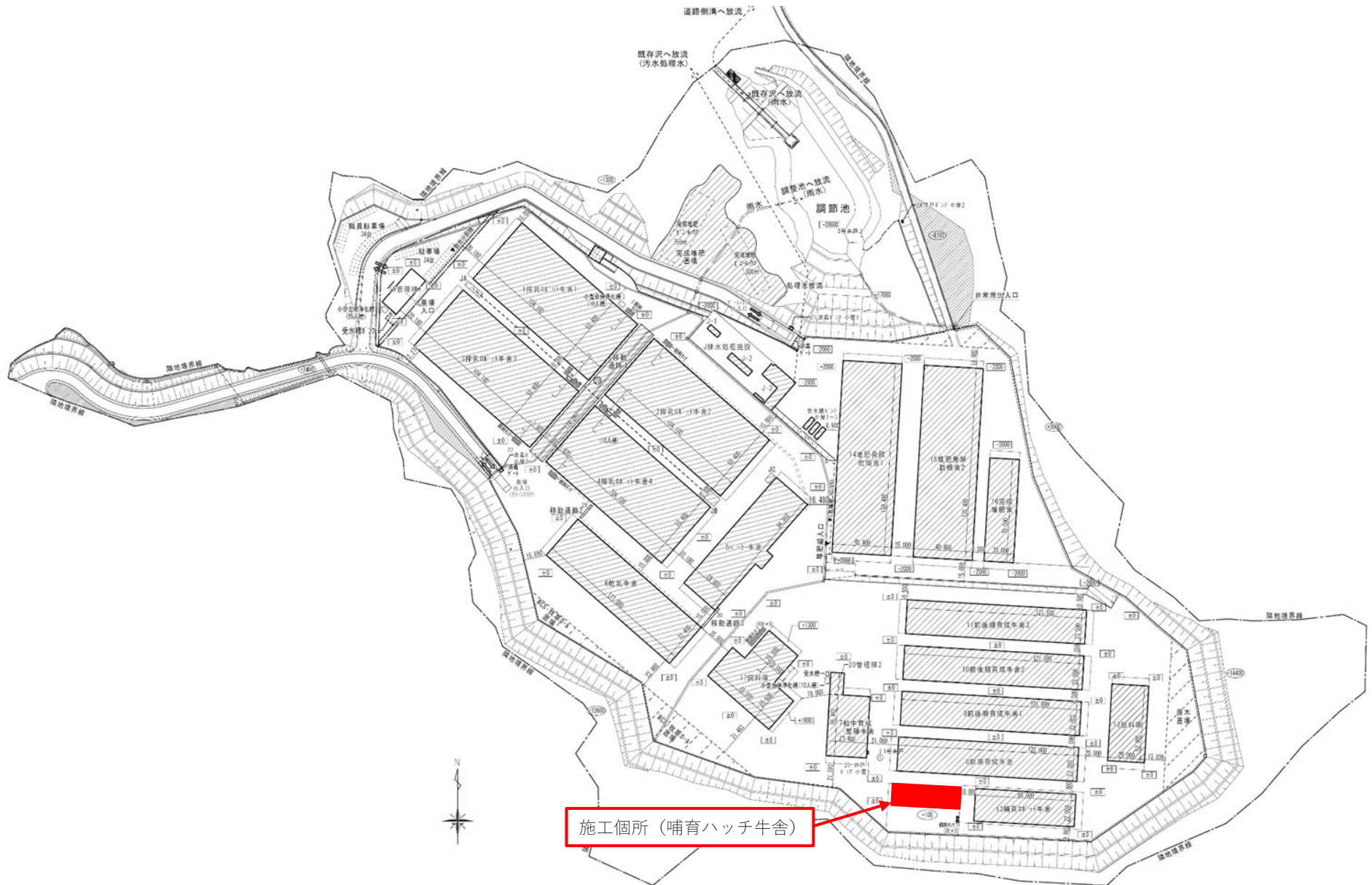
予備品及び消耗品については、受注者・発注者が協議の上で必要な物納入するものとする。

5. 本仕様書に対する質問

本仕様書に対する質問は、全て文書により発注者へ問い合わせ回答を受けること。

# 添 付 資 料

【全体配置図】

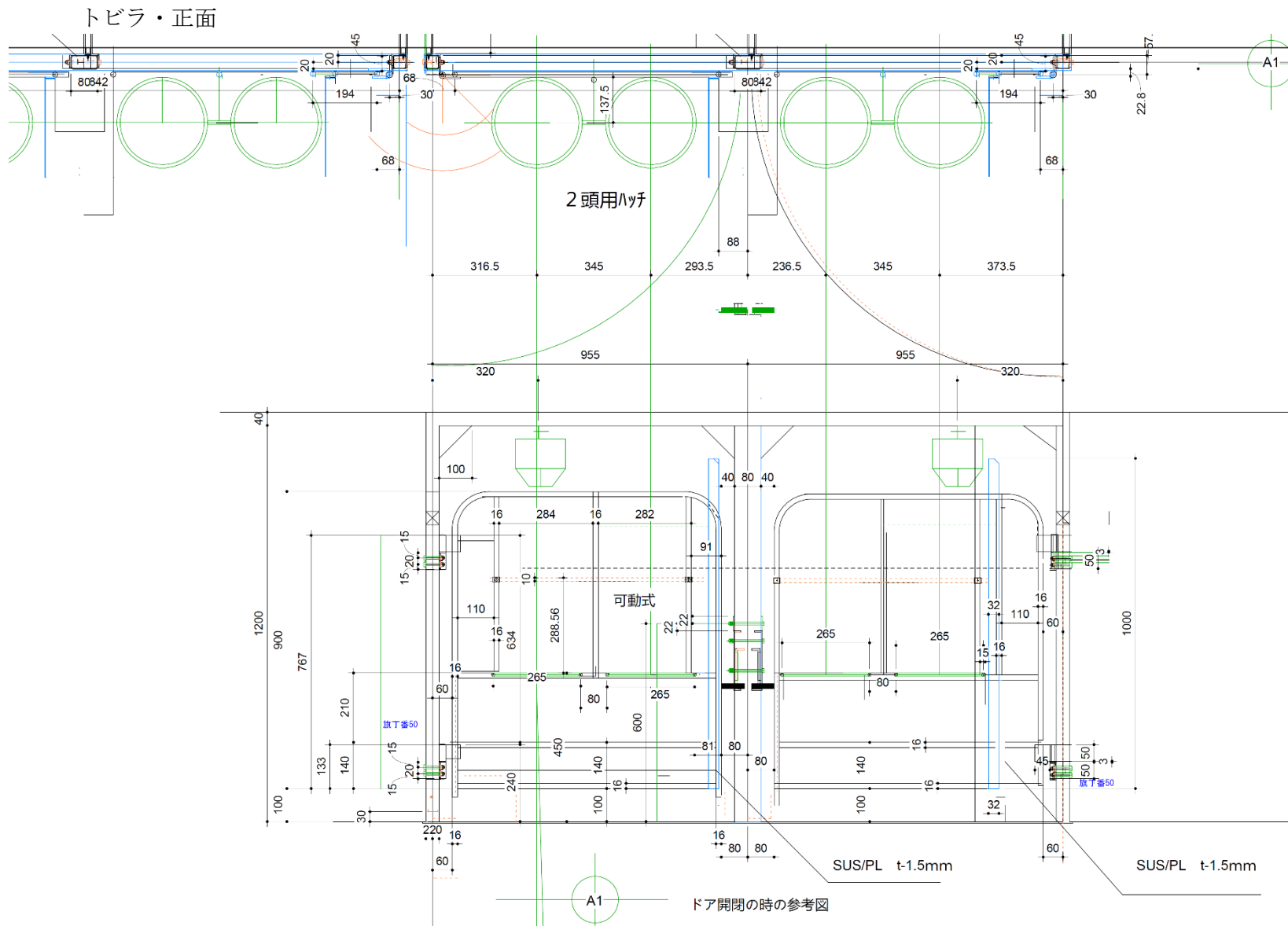


施工箇所 (哺育ハッチ牛舎)



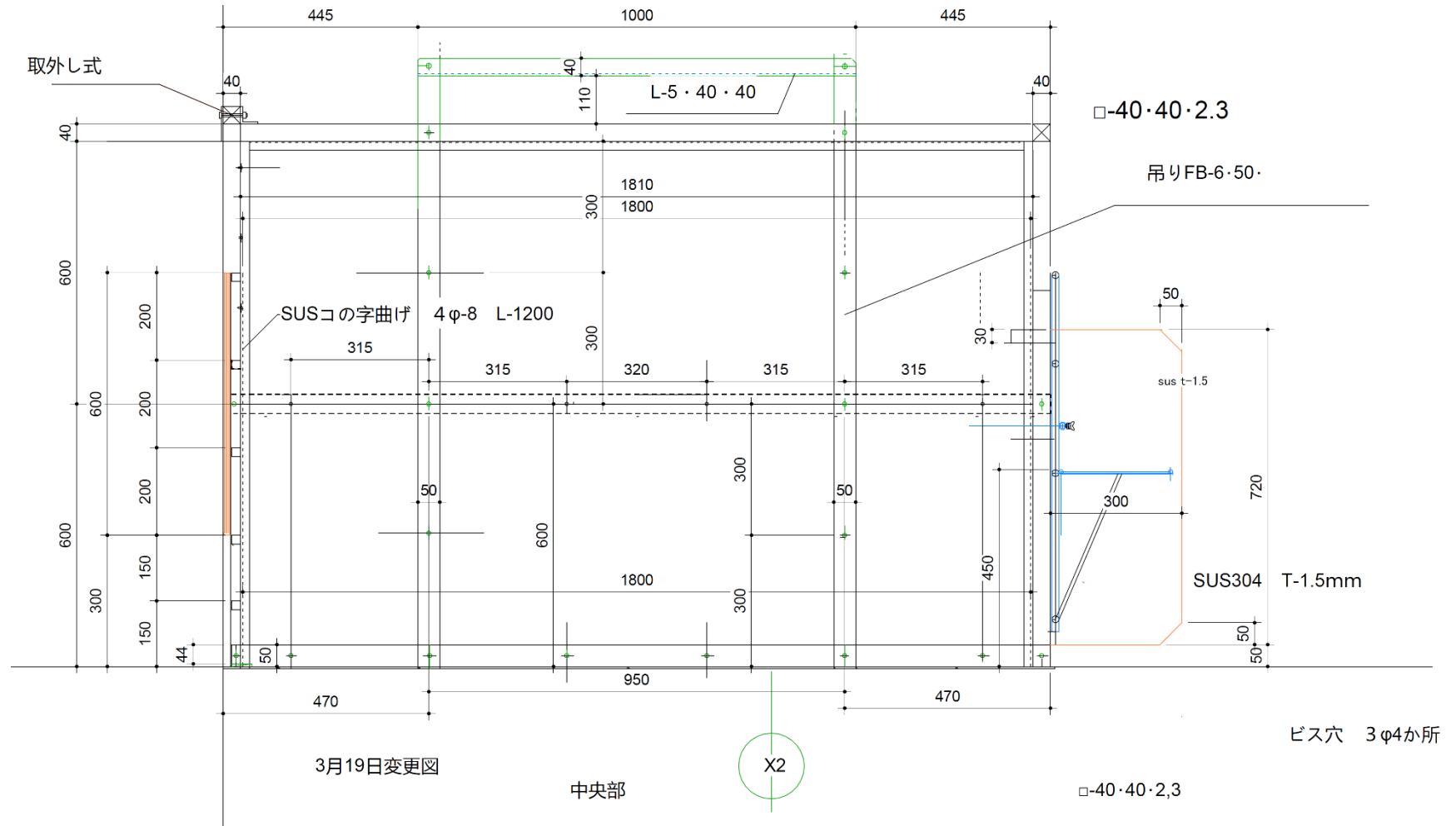








側面断面（中央部）



側面断面 (両サイド)

